

【重点的取組み】 施策12

子ども総合相談窓口(くにたち子育てサポート窓口)の充実

所管課

子育て支援課

妊娠期からおおむね18歳までの子ども及びその家族のための総合相談窓口として、平成29年7月に「くにたち子育てサポート窓口(くにサポ)」を開設。

- ・妊娠、子育てについて不安や心配事がある
- ・家族関係で悩んでいる
- ・学校に行きづらくなっている子どもがいる
- ・離婚や養育費、親子交流について相談したい
- ・ひとり親の支援について知りたい

といった相談について包括的に受け付け、専門職員による寄り添った支援や担当部局・地域資源等へのつなぎを行います。

取組内容	
1(継)	妊娠・出産時の支援の推進
2(継)	子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供
3	学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒及びその家庭への寄り添いの実施 (多様な学びを伸ばす環境の整備)

取組内容1 妊娠・出産時の支援の推進

妊娠している方が安心して出産を迎えられるように、平成29年の開設より妊婦全数面接を実施しています。過去5年間における実施率は95.4%となります。

引き続き全数面接を継続していくとともに、妊娠・出産に関わる具体的な支援の情報提供を行っていきます。また、様々な子育て支援サービスの案内と利用方法等について情報提供を行います。

具体的手段

- (1) 妊婦全数面接の継続的な実施
- (2) 出産・子育て応援ギフトの申請受付
- (3) 8か月アンケートの実施
- (4) サポートプランの作成

取組内容2 子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供

過去5年間の新規相談受付総数は435件、そのうち、ひとり親支援に係る相談が90件、子育てに係る相談が41件でした。

様々な状況(ひとり親、生活困窮など)を抱える家庭においては、子育てについての不安や悩み、負担が生じていながらも、誰に何を相談すればよいかかわからない等の事情で、ひとりで抱え込んでしまう場合があります。子ども総合相談窓口

は、不安や悩みの性質に関わらず、最初に相談できる場所として相談者に理解いただけるよう、引き続きサービスの案内に努めるとともに、相談者に丁寧に寄り添いながら、必要に応じ庁内外の専門の部署につなげるなど、関係機関との連携を強化して支援します。

具体的手段

- (1) 養育費確保支援事業(養育費の継続した履行確保を支援するための補助)の実施
- (2) 個別家族相談会の実施
- (3) ひとり親家庭を対象とした助成・支援の実施
(住宅費助成、ホームヘルプサービス、児童訪問援助、日帰りバスツアー(親子ふれあい事業)、交流会、就労・資格取得に関する支援など)

取組内容3 学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒及びその家庭への寄り添いの実施 (多様な学びを伸ばす環境の整備)

過去5年間の新規相談受付件数のうち、不登校・引きこもりに関する相談件数は30件で、相談者に対しては寄り添った支援、また地域資源へのつなぎ等を行っています。

また、学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒に対し、教育部・子ども家庭部・学校の三者が連携して支援を検討する「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」での協議を経て、子ども総合相談窓口の職員が早期から学校と連携して当事者及びその保護者に対する支援を実施する仕組みを構築しました。今後この仕組みに基づく取組をより積極的に展開し、早期から当事者に支援の手が届くようにします。

加えて、当事者のつなぎ先をより豊富にするため、近隣市に所在するフリースクール等を訪問して繋がりをつくり、ネットワーク化を図っています。当事者の学びが滞ることのないよう、引き続きつなぎ先との関係性構築、ネットワークの拡充を実施します。

【重点的取組み】 施策13

放課後子ども総合プラン(放課後児童対策パッケージ)の推進

所管課

児童青少年課
保育幼児教育推進課
子育て支援課

「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもたちの放課後の「居場所」はどうあるべきかを提示するものとして、文部科学省と厚生労働省により平成26年7月に策定されたものです。

国立市では、これを受けて平成28年3月に市の行動計画として策定、その後国がさらに推進させるために、待機児童の早期解消等を記載した「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に策定し、国立市もこれに基づくアップデート版として令和2年3月に「第2期国立市放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これまでのプランでの取組を通じて、子どもの受け皿の確保や待機児童対策に集中的に取り組んできましたが、国の「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、全国的には目標の達成が困難な状況にあり、一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」が取りまとめられました。

具体的な内容としては、従前のプランと同様、放課後児童クラブの整備(待機児童解消)等のほか、国の役割として、放課後児童クラブ施設整備の補助金の嵩上げや、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策(多様な居場所づくりの推進等)などが示されたところとなります。

国立市としては、学童保育所のニーズの高まり、また、放課後子ども教室の拡充が強く求められている状況などを踏まえ、児童が放課後の時間において安全に過ごすことができるためには、引き続き、現行プランの考え方に沿った事業連携・展開が必要であるという認識に至っています。

このことを踏まえ、国立市としては、現行プランを踏襲する新たなプランである「第3期国立市放課後子ども総合プラン(放課後児童対策パッケージ)」を策定し、引き続きプランに基づく環境整備に努めていきます。

取組内容	
1(継)	放課後児童クラブ(学童保育所)の達成されるべき目標事業量(★)
2(継)	放課後児童クラブ(学童保育所)および放課後子ども教室(ほうかごキッズ)の一体的な、または連携による放課後子ども教室の継続・拡充
3(継)	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ(学童保育所)及び放課後子ども教室(ほうかごキッズ)への活用に関する具体的な方策
4(継)	放課後児童クラブ(学童保育所)の質的向上

取組内容1 放課後児童クラブ(学童保育所)の達成されるべき目標事業量(★)

取組内容2 放課後児童クラブ(学童保育所)および放課後子ども教室(ほうかごキッズ)の一体的な、または連携による放課後子ども教室の継続・拡充

放課後子ども教室推進事業(ほうかごキッズ)は、放課後の時間において、主に校庭において子どもたちが安全かつ自由に遊ぶための場所を設ける事業として、現在、各校週2回(雨天時及び夏季休業期間中は学校教室を借用できる場所については室内で実施)開催しています。

昨年度の調査のほか様々な箇所において、実施日の拡張を求める声があり、ニーズが高まっていますが、現場体制の確保など様々な課題があり、拡張に至っていません。

今後においては、現状のとおり、雨天時・夏季休業期間まで含め事業の恒常的な実施に努めるとともに、地域の大学や学童保育所と人員体制に係る連携について対話を進め、拡張の可能性について検討をします。

具体的手法

(1)ほうかごキッズの安定的な実施

(2)大学や学童保育所との連携に基づく、ほうかごキッズ拡充について検討

取組内容3 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ(学童保育所)及び放課後子ども教室(ほうかごキッズ)への活用に関する具体的な方策

国立市の学童保育所については、令和6年度時点で全箇所が公設公営、全学年を対象に全員入所の方針を維持して

おり、要件を満たす世帯において待機児童は発生していない状況となります。

一方で、学童保育のニーズは増加傾向で、登録児童数は令和6年4月時点で定員数を超過した状況となっており（登録児童数は登録児童数の7割程度）、保育空間が狭小な状況や、また、多人数を対象とした保育の困難さが課題となっています。

令和9年度に、第二小学校の敷地内に複合棟（学童保育所含む）の完成により、一部において保育空間の確保は見込める状況がありますが、学校の特別教室を放課後に一時帯に利用する方法で保育空間を確保している学童保育所においては、今後各校の児童数やカリキュラムの変化に伴い、借用が困難になる場合も想定されるなどの課題もあります。

これらを踏まえながら、令和5年度の調査結果を参考に、利用希望者全員が安心して放課後の時間を過ごすことができるよう、引き続き、学校と協力・連携し、保育空間の確保に努めてまいります。

- 具体的手法
- （１）学校と連携した、学童保育空間の確保・整備
（★…詳細は国立市子ども・子育て支援事業計画のページ）

取組内容4 放課後児童クラブ(学童保育所)の質的向上

また、学童保育所としては、学童保育所とは子どもたちが放課後に学校から解放されて自由に過ごすことができる居場所であることに留意して、子どもたちが自分らしく過ごせる環境づくり、また、職員の資質向上に努めていきます。また、しょうがいや発達に特性があるなど、配慮の必要な児童の利用があることを踏まえ、研修・連携等を通じて当該児に対しより丁寧に寄り添うための職員の資質の向上に努めます。

- 具体的手法
- （１）子どもの気持ちや考えに寄り添う学童保育環境の整備
 - （２）学童保育所の職員の資質向上に係る研修の実施
 - （３）しょうがいや発達に特性のある児童への支援を行う機関・部署間での連携の強化

【重点的取組み】 施策14 幼児教育推進事業の充実		所管課	保育幼児教育推進課 子育て支援課
取組内容			
1	社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と連携した事業の実施		

取組内容1 社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と連携した事業の実施

国立市では平成30年度より、国立市内の幼児教育環境の向上を目指し、幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」を立ち上げ、子育てひろばの運営や啓発事業などを実施することで、非認知スキルの視点を、保育園、幼稚園の幼児教育の実践や未就園児の家庭内保育に生かせる環境づくりを進めてきました。

令和5年度より、くにたち未来共創拠点矢川プラスがオープンし、その中の機能の一つとして幼児教育センターが稼働を始め、指定管理事業として事業団が事業を運営しています。幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」については、幼児教育センターの事業として位置づけられ、事業団と市が両輪となり、事業を拡充、充実させています。子育てひろばの運営をはじめ、引き続き幼児教育に関する研究・実践に取り組んでいきます。

具体的手法

- (1) 市内幼児教育施設との関係性の強化
- (2) 幼児教育に関する調査・研究事業
- (3) 幼児教育センターの研究成果の発信、子育て家庭に向けた情報発信
- (4) 保育園・幼稚園・認定こども園等に向けた研修の実施
- (5) 幼保小連携推進事業を始めとした多種多様な個人・団体との連携事業の実施
- (6) 発達支援事業の実施
- (7) 子育てひろば「ここすきひろば」の運営

【重点的取組み】 施策15

幼・保・こ・小の連携推進

所管課

教育指導支援
保育・幼児教育推進課

国立市は、「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を基にした保育・教育施策の実現を目指してきました。しかしながら、「幼児期の生活と遊びを通した学び」と「小学校教育の教科を中心とした学び」にはギャップが生じやすい状況があります。本市は、令和2年(2020年)度からの4年間、東京都による「就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究協力地区事業」の指定を受けた研究の成果を基盤とし、幼・保・こ・小の連携をより一層充実させるための取組を進めていきます。

取組内容	
1	国立市版「幼・保・こ・小連携プログラム」の実施
2	就学前教育施設(園)の「アプローチカリキュラム」の取組
3	国立市立小学校の「スタートカリキュラム」の取組

取組内容1 国立市版「幼・保・こ・小連携プログラム」の実施

市内8小学校を核として、連携のしやすい小グループを編成し、相互の授業(保育)参観、意見交換会等を実施していきます。

取組内容2 就学前教育施設(園)の「アプローチカリキュラム」の取組

どのような場面の中に、「5歳児らしい学びの姿」があるのかを検討し、実践事例を定期的に報告し学び合ったことを小学校教育につなげる取組を進めます。

取組内容3 国立市立小学校の「スタートカリキュラム」の取組

各校で作成している「スタートカリキュラム」について、近隣の就学前教育機関と意見交換しながら、より効果的なカリキュラムとなるよう改善を図っていきます。

【重点的取組み】 施策16

保育サービスの充実

所管課

保育幼児教育推進課

取組内容

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 矢川保育園民営化の評価検証 |
| 2 | (仮称)第二次国立市保育整備計画の策定 |

取組内容1 矢川保育園民営化の評価検証

これまで4園あった公立保育園のうち、矢川保育園を令和3年4月に国立市が設立した「社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団」の運営による民営化をしたところです。平成29年11月に策定をした「国立市保育整備計画」では、2園目以降の公立保育園の民営化については、1園目の評価検証を十分に行ったうえで順次進めていくこととしています。その評価検証を行うため、学識経験者や矢川保育園の保護者、市内保育園・認定こども園の園長などが委員の「国立市保育審議会」を開催し、意見を求めています。

今後、国立市保育審議会にて、保育の質の確保・向上、民営化により生み出された保育人員の状況、民営化により生み出された財源を活用した新たな子育て施策の状況の主に3つの観点からの評価検証を進めていきます。

具体的手法

- (1) 国立市保育審議会への諮問および事務局運営
- (2) 評価検証の観点や手法の検討、矢川保育園保護者や職員等の関係者からの意見の集約
- (3) 公立保育園を利用する保護者への情報発信

取組内容2 (仮称)第二次国立市保育整備計画の策定

「国立市保育整備計画」の計画期間満了にともない、(仮称)第二次国立市保育整備計画の方向性について国立市保育審議会に矢川保育園民営化の評価検証と合わせて諮問しています。

市内の保育サービス充実をめざし、これから実現していくべき保育施策等(「基幹的保育園」や「保育ソーシャルワーカー」の配置等)についてや、多様な保護者のニーズに応えられるよう2園目以降の民営化園に整備すべき付加機能について検討していきます。

具体的手法

- (1) 国立市保育審議会への諮問および事務局運営
- (2) 庁内検討会の開催
- (3) 2園目以降の民営化方針(対象園、時期、付加機能等)の検討

【重点的取組み】 施策17

「国立市第6次ジェンダー平等推進計画」に即した事業の推進

所管課

市長室

取組内容	
1(継)	ジェンダー平等の意識づくり
2(継)	仕事と家庭におけるジェンダー平等

取組内容1 ジェンダー平等の意識づくり

性別による無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)や固定的性別役割分担意識はジェンダー平等の実現に向けた障壁となっています。次世代を担う子どもたちが、成長する過程でジェンダー平等意識を自然と身に付け、性別に捉われずその個性と能力を十分に伸ばしていくため、教育内容の充実や子どもの育成に携わるすべての関係者のジェンダー平等意識の醸成を図ります。

具体的手法

(1) 保護者、教職員、保育士等の理解促進

ジェンダー平等に基づく教育や保育を実践できるよう、教職員、保育士、学童保育所職員への研修のほか、保護者向け公開授業、啓発講座を実施します。

(2) 様々な主体と連携した意識啓発

くにたち男女平等参画ステーションが拠点となり、大学や市民団体への出張講座をはじめ、地域における様々な団体と連携し、意識啓発に取り組んでいき、地域全体での意識醸成を図ります。

取組内容2 仕事と家庭におけるジェンダー平等

誰もが希望に応じて仕事でも家庭でも活躍できるように、固定的性別役割分担や長時間労働を前提としたこれまでの働き方から、多様で柔軟な選択が可能な働き方へ移行していく必要があります。仕事と家庭における機会と負担の偏りを是正するため、子育てや介護の支援の充実に取り組みます。

具体的手法

(1) 子育て・介護への支援と家庭での活躍推進の意識啓発

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と充実した介護サービスの提供により、子育てや介護の負担を軽減し、仕事の継続や社会参加がしやすい環境を整備するとともに、子育てや介護の担い手として活躍できるように講座等による普及啓発を進めていきます。

【重点的取組み】 施策18 国立駅南口子育て・子育て応援テラスの運営	所管課	子育て支援課
---------------------------------------	-----	--------

国立駅周辺では以前から、「子どもの遊び場の不足」が課題となっており、平成29年2月に策定した国立駅南口複合公共施設整備基本計画では、国立駅南口公共施設等用地エリアのコンセプトを「子ども・文化・賑わい」とし、基本整備方針の一つを『市民が「子育て」「文化」を“もっと広げる”ための居場所づくり』としました。

そのような中、市民から東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」)が所有する旧国立駅舎の東西の土地をひろばとして確保したいという要望がありました。そこで、市が所有する国立駅南口複合公共施設用地とJR東日本が所有する旧国立駅舎の東西の土地との用地交換協議を重ね、令和3年3月に合意に至りました。この合意により、旧国立駅舎の東西の空間確保だけでなく、JR 東日本の関連会社が設置する賃貸住宅棟内に、国立駅南口複合公共施設整備基本計画に沿った子育て支援機能を持つ施設「国立駅南口子育て・子育て応援テラス」を整備することが可能となりました。本施設は令和4年度に設計に着手し、令和5～6年度に施設整備工事を行い、令和7年度の開設を予定しています。

本施設は、子育て支援機能として「子育てひろば」、「一時預かり室」を設置するとともに、共用部として「交流・学習スペース」、「情報ストリート」等を設けることとし、これらの運営については、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団が矢川プラスと同様に指定管理することを予定しています。

外観図、図面など

取組内容	
1	地域子育て支援拠点事業「ここすきひろば」の運営
2	駅前立地をいかした一時預かり室の運営(一般型一時預かり事業の実施)
3	誰もが利用できる交流・学習スペースの環境整備
4	シティプロモーションにつながる情報ストリートの活用

取組内容1 地域子育て支援拠点事業「ここすきひろば」の運営

矢川プラスにおいても実施している地域子育て支援拠点事業「ここすきひろば」を本施設でも展開します。当該ひろばは、0歳から就学前までの子どもと保護者が安心して遊ぶことができる室内空間として整備するほか、有資格者による相談支援業務の実施、子育て世帯向けの情報発信業務、また、矢川プラス内ひろばと同様、子育て講座(産後ママのケア

や栄養士講座など)、プレママ・プレパパ講座等についても実施し、子育て世帯とつながる工夫に努めていきます。また、矢川プラス内の幼児教育センターとの連携した取組の実現にも努めていきます。

具体的手法

- (1) 安心できる居場所としてのひろば環境の整備
- (2) フロアワークを中心とした、寄り添い方の相談支援業務
- (3) 子育て世帯に対する情報発信業務
- (4) 子育て世帯とつながる工夫としての、講座等の企画・開催

取組内容2 駅前立地をいかした一時預かり室の運営(一般型一時預かり事業の実施)

一時的に家庭での保育が困難となる場合や保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、また、駅前という立地を踏まえた利用も想定し、一時預かり事業を実施します。

取組内容3 誰もが利用できる交流・学習スペースの環境整備

誰もが気軽によることができ、様々な用途で活用できる場として、交流・学習スペース(キッチンスペースあり)を運営します。自由に利用できることを原則としつつも、利用者のニーズを踏まえて、子どもたちの育ちを応援するイベントや交流、施設の設置目的に応じた活動を推進します。

取組内容4 シティプロモーションにつながる情報ストリートの活用

旧国立駅舎や近隣の商店会と連携し、国立市の魅力を発信できるコーナーを設置します。また、幼児教育の推進について発信するなど、国立市が子育てしやすいまちとして推進している施策について発信するとともに、保護者が子育てに関する知識を切れ目なく得られるよう、地域に点在している子育て情報を収集し、子育て情報のステーションとなるような運営を行います。

【重点的取組み】

子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実

所属課

児童青少年課
子育て支援課
公民館

取組内容	
1(継)	スマホアプリの充実
2(継)	子育て情報誌の発行及び充実
3(継)	子ども・子育て関連の資源を掲載したマップの作成
4	DXの推進による手続き負担の軽減

取組内容1 スマホアプリの充実		
子育て家庭を対象に、利用者の状況(子どもの月齢や年齢、生活区域など)に合った子育て関連情報を効率的に提供し、各子育て家庭が適切に行政サービスを受けられるようサポートするためのスマートフォンアプリケーションの運用を実施しています。 引き続きアプリケーションでの情報発信に努めるとともに、今後、国の推進する母子保健のDX化等の動きを捉え、当該アプリケーションを通じたサービスの拡充について検討していきます。		
取組内容2 子育て情報誌の発行及び充実		
国立市の子育て支援制度を掲載する「くにたち子育てサポートブック」を作成し、配布しています。 また、子どもの発達状況や就学について不安に思っている保護者に向けて、国立市の発達支援・就学支援の情報を網羅した「くにたち発達サポートブック」を作成し、年中・年長になる子どもや、3歳児健康診査対象の子どもがいる世帯に対し配布しています。また、市内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業所の紹介冊子の作成を行っています。		
取組内容3 子ども・子育て関連の資源を掲載したマップの作成		
市内において子ども・若者支援のための活動を行っている団体等が、相互に繋がりを持つことを目的に公民館とNHK学園の共催事業として開催された「つながりワークショップ」の成果物として、平成30年に「つながるまっぷ こども・わかものくにペディア」が発行され、市内の子どもに関わる地域資源の可視化されました。その後、「くにペディア」については令和2年3月に第2版が発行されました。 また、令和2年に新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期において、地域で開所している子ども食堂や子どもの居場所の活動を広く子どもたちに知ってもらうため、子どもの居場所マップ in くにたちを作成しました。当該マップは市立小中学校の全児童・生徒に向けて定期的に配布しています。 子どもへの支援や地域資源が適切に子どもに利用されるにあたって、マップは見るのが楽しく、かつ情報を一元的に認識できるツールとして活用できます。引き続き、子どもが利用しやすいマップの作成、配布を継続していきます。		
取組内容4 DXの推進による手続き負担の軽減		
令和5年に策定した国立市DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画に基づき、「書かない」「行かない」スマートな窓口の実現等に向けた取組みについて検討をしています。同年には、学童保育所の入所申請について、オンラインでの受付を開始し、家庭の負担軽減に努めています。 子どもや子育て家庭の手続き等について、引き続き当該計画に基づくICTの導入等につき、研究・検討を進めていきます。		

【重点的取組み】 施策20		
ひとり親家庭の自立支援体制の強化	所管課	子育て支援課

取組内容		
1(継)	ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実	
2(継)	ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実	

取組内容1 ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実

生活支援としては、ひとり親家庭のホームヘルプ、東京都母子及び父子福祉資金の貸付等の利用件数が大きく伸びている傾向にあります。他方、業界全体においてヘルパーが不足しており、今後のホームヘルプの需要増への対応が課題となります。

この状況を踏まえながら、引き続き、ホームヘルプによる生活支援、福祉資金貸付の活用による経済的支援の実施、養育費の確保に関わる支援、ひとり親家庭の子どもに対する生活習慣や学習習慣が身につく支援など、親子が安心して生活できるサービスの提供を行います。

また、ひとり親家庭の保護者に対し、自立した生活のための資格取得や職業訓練事業の実施など、社会的に自立し生活し、安定した就労ができるような支援を継続します。

具体的手法

- (1) 母子及び父子福祉資金の貸付事業の実施
- (2) ひとり親ホームヘルプサービスの実施
- (3) 就労に向けた資格取得支援の実施

取組内容2 ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実

臨床心理士や専門相談員による個別家族相談会については参加者からの評価も高く、近年は実施回数を増加するとともに、離婚に関する基礎知識講座も開催するなど、ひとり親家庭に向けた相談の充実に努めています。

引き続き、個別家族相談会等、ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援を継続的に実施し、周知を広げることで支援を強化していきます。

具体的手法

- (1) 臨床心理士による個別家族相談会の実施
- (2) 離婚に関する基礎知識講座の実施

【重点的取組み】 施策21 生活困窮世帯への学習支援事業の推進	所属課	福祉総務課

取組内容	
1	子どもの学習・生活支援事業の実施
2	スタディクーポンを含む学習支援や受験生チャレンジ支援貸付事業の実施

取組内容1 子どもの学習・生活支援事業の実施

生活困窮世帯の小学生、中学生、高校生を対象に、子どもが安心して過ごせる居場所を提供するとともに、子どもの気持ちに寄り添った学習支援や生活面におけるアドバイスにより、学習への意欲を培い、自己肯定感を高めて子ども健全な成長を支えています。学習の指導を行う大学生等へは受験等の相談をすることもでき、共に進路について考えていきます。また日常では体験の少ない行事の実施も取り入れ、子ども達が相互に交流できる場も持ちます。事業を通じて貧困の連鎖の防止につなげます。

具体的手段

- (1) 市内 2 ヶ所における学習・生活支援事業の実施（定員48名）
- (2) 対象となる世帯への事業の周知・案内

取組内容2 スタディクーポンを含む学習支援や受験生チャレンジ支援貸付事業の実施

掲載内容調整中